平成20年第2回生駒市立学校通学区域制度検討委員会

- 1 日時 平成20年9月19日(金) 午後2時
- 2 場所 生駒市役所403・404会議室
- 3 委員会日程第1回欠席委員紹介第1回会議録の承認調査事項審議
- 4 調査事項 中学校への隣接校選択制の導入について

委員会会議録

午後2時 開会

委員長:ただ今から第2回生駒市立学校通学区域制度検討委員会を開催いたします。

第1回欠席委員紹介(事務局説明)

事務局:会議録作成に当たり、会議の音声を録音させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員:異議なし

委員長:まず、第1回目の会議録の承認を議題といたします。会議録につきましては、事前に事務局から配布していただいていますが、第1回目の会議で事務局から説明がありましたように、会議録の作成にあたっては、発言者は実名ではなく「委員」や「事務局」といった表現を使用してもらっています。また、ホームページで公開となることから、表現や内容など十分にご確認いただき、意見や質問等があればこの場で発言いただければと思います。

委員:内容はこれで結構ですが、出席委員・欠席委員という記載に関して、委員会は、本来、全員出席の下で意見を出していくべきものであるという観点から考えると、 委員会自体のあり方に問題が出てくるのではないでしょうか。こういう形できっちり出さないといけないものなのでしょうか。

事務局:附属機関等の運営に関しては一定のルールができていますので、それに沿った形で作成しなければなりませんので、担当課と協議したいと考えます。

委員長:市としてのシステム的なこともありますので、事務局に一任ということでよろしいか。

委員:休暇をとって出席する委員にとっては、出席委員として名前が出て職場に知れる となると、今後出席できるかどうかにもかかわってくることですので、協議する ということでなく、この場で決めてほしいです。 委員:ホームページには委員の名簿は公表されているのですから、会議録としては出席 者何名、欠席者何名といった人数の表示程度でもいいのではないでしょうか。

事務局:ホームページについては、ご意見に配慮して名前を出さない方向で協議しますが、 議会へ報告する正式な会議録については、出席者名を記載することとなっていま すので、名前を記載させいただきたいと考えます。

委員長:委員会としての意向は最大限優先していただき、最終的には市としてのシステム 的なものにお任せするということでよろしいでしょうか。

委員:異議なし

委員長:続きまして、本日の審議に入る前に、第1回目の会議でご質問のありました、隣接校選択制で就学している子どもの学童保育の利用状況及び地域別の就学状況等について、事務局から報告をお願いします。

事務局:説明に先立ちまして、第1回の会議でご意見をいただいておりました、制度の効果の検証についてでございますが、本制度が各学校の特色ある学校づくりなどの取り組み状況を理由に自由選択していただく制度ではなく、小学生の安全な通学を目的に実施していることから、効果につきまして、現時点でのアンケート等は実施しておりませんので、ご了承いただきたいと存じます。また、ご質問等をいただいておりました、学童保育の利用状況や町別の就学状況

などの現状分析に必要な資料につきましては、事前にお渡ししておりますので、資料に沿ってご説明いたします。

報告事項(事務局説明)

調整区域について

委員長:ただ今、資料に沿って事務局から補足説明を受けました。資料の中で、隣接校を 選択している児童が表示されていますが、これを見ても、なるほど当初の目的に 沿った形で選択されていることがわかるのではないでしょうか。

報告事項(事務局説明)

学童保育利用率

委員長:資料から傾向をはっきり読み取るのは難しいようです。隣接校選択制利用者の学 童保育利用率は比較的多い、という読み取りぐらいのものでしょうか。

事務局:高学年になると学童保育を利用しなくなる場合もあり、現在、隣接校選択制が導入されているのは低学年までですから、率が高くなるのは当然でもあり、この数字だけでは一概に言い切れないと思います。

報告事項(事務局説明)

指定校変更集計表

事務局:指定校変更については、学期途中の市内転居等による住居に関する理由、調整区域が主な理由となっており、指定校変更を許可した総数127名の内、この2つの理由が約8割となっています。

委員:いじめや不登校を理由とした許可はないということですが、いじめや不登校があってどうしても指定校に通えない場合、保護者としては「保護者就労」等他の理由で申請すると思います。実際のところ、本当にいじめや不登校での指定校変更

はなかったのか、把握されていますか。

事務局:この数字は、平成19年度中に新たに許可した件数ですので、既に指定校変更を 許可している中には、市内転居により指定校が変わる場合で、当該児童・生徒の 転校による精神的な負担で、不登校になるおそれ等があるという理由等で許可し ているケースはございます。

報告事項(事務局説明)

隣接校選択制度による町別選択状況 幼稚園及び小・中学校一覧表 中学校のクラブ活動状況

事務局:中学校への進学については、隣接校とは連動しない現行制度においても、隣接校 を選択した児童の7割程度は指定校に通ってもらえることになります。隣接校を 選択した児童が本来進学する指定校と選択した隣接校から進学する指定校が違う 児童は101名中31名です。

委員長:事務局から3つの資料について説明してもらいましたが、質問等がなければ、隣接校選択制の導入以降、従来の制度を生かしながら本来の趣旨に則った形で運用されていて、好ましい状況にあるということを委員会として確認できたということでよろしいか。

委 員:異議なし

委員長:続きまして、本年度の委員会での検討の目的のひとつである中学校への導入について、前回の検討を踏まえながら意見を伺います。

前回の委員会では、中学校に関しては、小学校と違って様々な要素が絡んでくるので馴染まないのでは、という形で終わっていました。現行制度では、小学校で隣接校を選択して卒業した場合でも、中学校では本来の指定校に戻るということになっていますので、そういう子どもたちの今後を含めて、ご意見をいただきたいと思います。

そこで、検討を進めていく上でのお願いといたしまして、各委員には自治会・PTA・学校関係の代表として出席いただいていますので、それぞれの団体の背景にある思いを背負いながらにはなりますが、一個人として意見をいただきたいと思います。

委員:小学校と中学校では設置場所が違いますので、小学校で距離を理由に隣接校を選択していても、隣接校を選択した児童の本来進学する指定校への距離と選択した隣接校から進学する指定校への距離が小学校と同等とは限らない状況になると思います。ですから、一概に隣接校選択制をそのまま中学校に移行するというのは、本来の趣旨とは違ってくるのではないでしょうか。

委 員:中学校への導入の主たる目的は何か、本制度の意義は何かということになると思います。そこのところを市として、どのようにとらえられているかを知りたいと思います。

委員長:後ほど事務局から意見はいただきますが、前回の委員会で、小学校で隣接校を選択した子の中学校進学にどう対応するかということも含めて3年程経ったときに見直しを図らなければならないだろうとしておりまして、今、その時期に来ているということがあるかと思います。

事務局:前回の委員会でも議論があったようですが、当制度については学校の特色を目的 としたものではなく、安全確保を主眼に置いての導入であるということが報告書 にあります。また、前回には学校間の格差というものは義務教育の中では必要ないという意見が尊重されたとも考えております。

委員:市内で自転車通学を認めている中学校はありますか。

事務局: 光明中学校と生駒北中学校では、学校長判断で認めています。

委員:中学校のクラブ活動の種類は、学校によってあるものとないものがありますが、 指導者の面でそうなっているのですか。「あの中学校に良い指導者がいるから自転 車ででも通学したい」と思うことがあるかもしれませんが、それを認め出すと安 全を確保しきれなくなるのではないでしょうか。

委員長:生徒数の減少、それに伴う職員数の減少によってクラブとして維持できなくなるという状況が出てきています。また、「あの学校にはあのクラブがあるから少々無理しても行きたいな」という生徒が出てきて、それを理由にその学校を選択しても、クラブは減少傾向にありますので、そのクラブが次の年にもあるとは限りません。クラブを目的に学校選択が可能になれば、また違った意味での課題が出てくると思います。

委員:保護者は、子どもの安全に対して敏感で関心が高く、小学校で通学の安全を目的に隣接校を選択するのは自然なことだと思いますが、中学校については、安全面からの制度導入は必要ないと思います。また、義務教育の間は、教育は地域と連携したものでなければならないと思います。違う目的であっちの学校、こっちの学校へ行くと人数の格差や違う観点での格差ができてしまって、本来の教育と違う方向に行くので中学校では必要ないと考えます。

委員:中学校においては、安全面は問題とならないだろうということでしたので、次に保護者が考えるのは友人関係の問題かと思います。その点をどの程度配慮すればよいかということになりますが、仮にそれに配慮するとなったときに、距離的な問題で中学校から新たに隣接校の選択を認めてください、という意見も出てくると思います。表面的に距離の問題を出したとしても、思いとしてはクラブや進学などの隠れた理由の比重が大きくなると思いますし、あの中学校へ行きたいからこの小学校を選択した方がいいとか、導入の目的以外の目的で隣接校を利用される危険性があると考えます。

委員:学習塾で中学校別の進学状況などのデータを貰って持っているようですね。中学校に制度を導入すれば、それを加味して小学校を選択する状況にもなるのではないでしょうか。そうなれば、学校間の学力格差が出てきますし、教室も一方ではガラガラ、他方ではいっぱいという状況になるかもしれませんし、生駒の公教育が不安定になるのではないでしょうか。

委員:保護者の教育に関する情報には目を見張ります。引っ越しも幼児教育や小学校への就学がどの程度満たされているかという情報を仕入れた上でするようです。本来、通学距離の遠い地域の子が近い学校を選択できるというのが、一番良い配慮だと思いますが、ほとんどの保護者は制度をそうは捉えていないように思います。

委員:中学校へ制度を導入して、どの学校も平均的に適正な人数になれば良いのですが、 格差ができるのではないかと思います。ですから、私個人としては反対です。

委員:保護者のニーズを強くすると、みなさんがおっしゃるように格差が広がってきます。逆に学校側のニーズとして何を踏まえて導入を検討するかということを考えると、恐らく中学校への導入は難しいという判断になるのではないでしょうか。 たとえば、数名だけが違う中学校へ行かなければならないケースなどに対して、 若干の配慮という形はあるかと思いますが、すべて隣接校を選択できることにしてしまうと、成り立っていかない状況になるのではないでしょうか。

委員:保護者の間では、中学校へも隣接校選択制が導入される、いつから導入されるのか、という噂が出ています。 さきほど、小学校での隣接校選択制については、安全な通学を目的に実施しているため、アンケートをとっていないとおっしゃいましたが、高学年の保護者に対し、アンケートをとって考えていくのが望ましいと思います。

委員長:隣接校を選択できる方が良いかどうかというニーズは、必要な情報ですが、選択できたほうが良いかどうかを問われれば、できたほうがいいという意見が多くなるのは目に見えています。委員会としては、その制度を導入して運用するときに弊害があるかどうかということを整理できればと思います。

委員:選択できたほうが良い、という意見が大多数であっても、動機の中に本音がポロ ポロ出てくると思いますし、その動機によってこの制度が必要かどうかの判断は できると思います。

委員:新たに住宅地が開発されたとしても、義務教育として、生駒市立8中学校の生徒数・教育格差がアンバランスにならないように運用していける制度を作っておくべきだと考えます。

委員長:指定校は残しながら柔軟な部分を持った生駒市としての学区制を作っていくべき だということですね。

委 員:全国的に見て、他市で中学校へ隣接校選択制を導入しているところはありますか。

事務局:小学校・中学校とも導入しているところはあります。少子化の中で教室に余裕があるなど、それぞれの風土によって導入の背景は違います。生駒市の場合、子どもは当分減少しない、さらに微増も見込んでいますので、少し状況は違うと思います。

委員:1校あたりの適正なクラス数はどれぐらいの規模ですか。

事務局:12から18クラスが適正規模とされています。

委員:3年前に保育園児・幼稚園児の保護者にアンケートをとられまして、保護者は制度の導入を興味深く見守っておられました。私としては、混乱しなければいいな、と危惧していましたが、「どちらかといえば賛成」が多数であったにもかかわらず、もし入学する学校が選べたらどの学校を選びますかという問いには「指定校されている学校へ入学する」という回答が多くて、保護者は思ったほど浮き足立っていないな、と安心した覚えがあります。その理由を見ると、通学距離が近かったり、友達関係であったり、家族同士のつながりであったりという意見でした。

委員長:これまでそれぞれのご意見を伺ってきましたが、この場では、中学校には小学校のようなフリーな隣接校選択制の導入は馴染まないのではないか、という意見の方が多いように思います。また、実際選択している子どもの思いを将来につながるように制度として道を考えてあげられたらいいのではないか、という意見もいただきましたし、保護者の間には、中学校にも導入されるという噂が出ているということもお聞きしました。

前回のアンケートの結果も含めて、保護者としては選択の幅が広がることはプラスであって、それがいいという意見が強いだろうと推測されます。ですから、アンケートをとるのもひとつの方法かもしれませんが、この場では、保護者は幅を

広げてほしいという思いを持っているということを前提としながら、実際制度化するときどんな課題があるかを考えながら進めてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

委員: 異議なし

委員長:それでは、基本的には、現行の制度の中学校への横滑りは馴染まないという結論

を出してよろしいでしょうか。

委員: 異議なし

委員長:次に、隣接校を選択した子どもにどのように柔軟な対応をしてあげるかということを、もう少し検討したいと思います。

生駒市では、指定校変更という形で幅広い選択の可能性を残しているように思いますが、まず、隣接校選択制の原則としてどのようにするのかということです。 小学校での選択をリセットして本来の指定校に行くことを原則とし、その上でそれぞれの状況に柔軟に対応して指定校変更ができるような部分を考えるという方向を考えるのか、それとも、小学校を選択した子は決まった中学校へ行かなければならないと決めてしまうのか、ご意見を伺いたいと思います。

委員:原則としてリセットするということに賛成です。様々な理由で指定校を変更できる可能性は残っていますし、万一、友人関係が原因で不登校になる恐れがある場合には、そちらの方で対応できるのではないかと思います。

委員:学校現場でも色々悩みを持っている子がいますが、その子たちを弾力的に扱って あげるというのは良い方法だと思います。今の指定校変更の制度をベースにすれ ば、一人ひとりを大切にできる方法だと思います。

委員:同じ小学校でも中学校が分かれてしまうところがありますが、そういったことに も配慮してカバーできれば、現行の指定校変更の制度で十分間に合うのではない かと思います。

委 員:調整区域が増えるということはありますか。住宅が造成されるのに合わせて、そ のあたりの検討はされるのでしょうか。

事務局:大きな住宅地ができるときには、これまでと同様に自治会と調整して検討していくことになります。以前は学校ごとに通学区域を設定することとされておりましたが、文部科学省から通学区域制度の弾力的運用に努めることとされたことで、幅を持たせた運用ができていると考えています。

委員長:それでは、原則として、小学校の隣接校選択制を中学校へそのままスライドはしないでリセットする。けれども、その中での要望への配慮については、指定校変更の許可基準の中で変更を認めていく、とまとめさせていただいてよろしいですか。

ただし、解釈には微妙な部分があり、隣接校をリセットされた子どもが、人間関係を含めた色んな状況から考えて、隣接校の選択を願ったときに、その許可基準の中でカバーできるのではないか、というのをこの場での方向性として考えさせてもらってよろしいでしょうか。

委員:そうですね。とりあえず、リセットしてもらって、あとの問題は許可基準の中で 運用できるのではないでしょうか。行政としては、規程は規程としていただき、 運用は個々の問題を踏まえて考えていただいたら良いと思います。縛りつけの中 にもファジーなところが必要だと思います。教育というのは、そういうものであ って、子どもの幸せを一番に考えなければならないと思います。

委員長:他に意見がなければ、次回までに、事務局で最終答申の原案を作成してもらい、 それをたたき台としてさらに検討したいと思います。 では、事務局から次回の日程についてお願いします。

事務局: 答申案を作成する時間をいただきまして、10月中旬以降、14日の週ぐらいで、また、第1回目では平日の方が良いという意見もありましたが、土日や平日の夕方以降ということも含めて、調整していただければと思います。

委員長日程調整

事務局: それでは、次回検討委員会は、10月15日(水)の午後6時からということでお願いします。また、答申案については間に合えば事前にお送りいたします。

委員長:では、本日の日程を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会